（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第百二十六条　第十九条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次項において「新特別措置法」という。）第二十八条第二項から第四項まで、第六項及び第十項の規定は、新租税特別措置法第九条の三の二第一項の個人又は内国法人若しくは外国法人に対して平成三十二年一月一日以後に支払われる同項に規定する上場株式等の配当等について適用し、旧租税特別措置法第九条の三の二第一項の個人又は内国法人若しくは外国法人に対して同日前に支払われた同項に規定する上場株式等の配当等については、なお従前の例による。

2　新特別措置法第六十条の規定は、外国法人の課税事業年度の復興特別法人税申告書に係る修正申告書で外国法人が施行日以後に提出するものについて適用する。

3　法人の施行日前に終了した課税事業年度の復興特別法人税申告書及び当該申告書に係る修正申告書で法人が施行日前に提出したものに係る第十九条の規定による改正前の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十条において準用する旧法人税法第百五十一条第一項から第四項までの規定による自署及び押印については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百二十七条　第二十条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第三十六条第五項の規定は、附則第一条第十号に定める日以後に同項第一号に規定する被設定者が同項に規定する農地等を同号に規定する耕作の用に供する場合について適用し、同日前に第二十条の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第三十六条第五項第一号に規定する被設定者が同項の農地等を同号の耕作の用に供した場合については、なお従前の例による。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百二十八条　第二十一条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第五十五条第四項の規定は、附則第一条第十号に定める日以後に同項第一号に規定する被設定者が同項に規定する農地等を同号に規定する耕作の用に供する場合について適用し、同日前に第二十一条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律附則第五十五条第四項第一号に規定する被設定者が同項の農地等を同号の耕作の用に供した場合については、なお従前の例による。

（地方揮発油税法の一部改正）

第百二十九条　地方揮発油税法（昭和三十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第十四条の二第五項」を「第十四条の三第五項」に、「第十六条の四第四項」を「第十六条の五第四項」に、「製造場（揮発油税法」を「製造場（同法」に、「、揮発油税法」を「、同法」に、「揮発油（揮発油税法」を「揮発油（同法」に改め、同条第二項中「者（揮発油税法」を「者（同法」に、「揮発油（揮発油税法第五条第二項」を「揮発油（同項」に改める。

第六条第一項中「第十四条の二第一項本文」を「第十四条の三第一項本文」に、「第十六条の四第一項本文」を「第十六条の五第一項本文」に改め、同条第二項中「第十四条の二第七項」を「第十四条の三第七項」に、「第十六条の四第四項」を「第十六条の五第四項」に、「第十六条の四第三項本文」を「第十六条の五第三項本文」に改める。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第百三十条　一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項及び第十一条第二項中「千分の百三十四」を「千分の八百九十二」に改める。

第十二条第二項第一号中「千分の百三十四」を「千分の百八」に、「千分の八百六十六」を「千分の八百九十二」に改め、同項第二号中「千分の六十七」を「千分の九百四十六」に改め、同項第三号中「千分の四十三」を「千分の九百五十七」を「千分の九百六十」に改める。

第十四条第一項中「千分の百三十四」を「千分の百八」に、「千分の八百六十六」を「千分の八百九十二」に改め、同条第二項中「千分の百三十四」を「千分の九百八」に、「千分の六十七」を「千分の九百四十六」に、「千分の八百六十六」を「千分の八百九十二」に、「千分の九百三十三」を「千分の九百四十六」に改め、同条第三項中「千分の百三十四」を「千分の百八」に、「千分の八百六十六」を「千分の八百九十二」に、「千分の四十三」を「千分の四十」に、「千分の八百六十六」を「千分の九百五十七」を「千分の九百六十」に改め、同条第四項中「第二項及び前項」を「前二項」に改める。

第十六条第三項及び第十七条第一項中「千分の百三十四」を「千分の百八」に、「千分の八百六十六」を「千分の八百九十二」に改める。

第二十条第一項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表たばこ税法の項及び租税特別措置法の項を次のように改める。

たばこ税法	第十条第三項第二号ロ	たばこ税、	たばこ税、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）に規定するたばこ特別税、
	第十二条第五項、第十二条の二第三項及び第四項並びに第十三条第四項	たばこ税	たばこ税及びたばこ特別税
租税特別措置法	第八十八条の三第一項	たばこ税法	たばこ税法、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号。次項において「特別措置法」という。）
	第八十八条の三第二項	たばこ税法」	たばこ税法及び特別措置法」

第二十条第一項の表金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の項及び会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の項中「たばこ税」を「、たばこ税」に改める。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百三十一条　平成三十年十月一日から平成三十三年九月三十日までの間における前条の規定による改正後の一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（以下この条において「新特別措置法」という。）の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる新特別措置法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成三十年十月一日から平成三十二年九月三十日まで	第十条第二項、第十一条第二項及び第十二条第二項第一号	千分の百二十四	千分の百八
		千分の八百九十二	千分の八百七十六
	第十二条第二項第二号	千分の五十四	千分の六十二
		千分の九百四十六	千分の九百三十八
	第十四条第一項	千分の百八	千分の百二十四
		千分の八百九十二	千分の八百七十六
	第十四条第二項	千分の百八	千分の百二十四
		千分の五十四	千分の六十二
		千分の八百九十二	千分の八百七十六
		千分の九百四十六	千分の九百三十八